第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

平成２８年（フ）第４６９号
仙台市青葉区西勝山23番18号
債務者　遊佐　拓哉
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５９号
福島県いわき市泉ケ丘１丁目27番地の14
債務者　増井　瑞穂
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２８年（フ）第３８号
滋賀県長浜市大井町953番地11、住民票上の住所滋賀県長浜市新旭町73番地
債務者　河島　文典
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２８年（フ）第３２３号
兵庫県高砂市荒井町千鳥２丁目８番20号　青空ハイツ103号
債務者　塩谷　敏雄
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４３９号
兵庫県姫路市青山南１丁目１番７―307号　県公営住宅青山団地７号棟
債務者　ヘアーサロン　ヒロこと　尾川　泰一
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第７５号
鳥取県米子市皆生新田２丁目８番１号　Ａ202号
債務者　畑　　伸次
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第７１９号
広島市南区仁保１丁目22番12号
債務者　花岡　史崇
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７２４号
広島市安佐南区西原５丁目５番22―202号
債務者　堀部　　潔
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７４３号
広島県東広島市西条町御薗宇730番地43
債務者　大下　　満
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７７１号
福岡県糟屋郡須恵町大字植木98番地54　レンブランサＳＵＥ201号
債務者　石橋　健治
1　決定年月日時　平成28年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６５号
福岡県大川市大字大橋608番地サンヴェルディ102号
債務者　立山　良昭
1　決定年月日時　平成28年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２８年（フ）第３１０号
山梨県甲斐市西八幡1819番地１　メゾンＡＹＡ105、前住所山梨県甲斐市篠原557番地４
債務者　山田万貴子
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３９号
京都府亀岡市西つつじケ丘美山台２丁目３番16号
債務者　村井　紘平
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２８年（フ）第２５８号
神戸市西区王塚台５丁目25番地　県営玉津王塚鉄筋９号棟205号
債務者　藤澤あけみ
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第９７号
北海道苫小牧市旭町２丁目２番20―1010号
債務者　田部　千紘（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成28年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第１２５号
北海道苫小牧市山手町２丁目９番１―305号
債務者　河原　和男
1　決定年月日時　平成28年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第１２６号
北海道苫小牧市山手町２丁目９番１―305号
債務者　河原　明美
1　決定年月日時　平成28年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部